

緊急時の対応については本人・家族・その他支援者からの求めに応じて開始するものとし、登録された連絡先から緊急の連絡を受けた時点より開始時間とする。

2. (一般支援) 事前に予定されている、当人が必要となる様々な手続きの立ち合いや介護保険上では出来ない支援を行う。

一般支援は原則前日までに予約を行うものとし、その内容に応じて時間調整を行う。また、予約に関しては先着順で行うものであり、必ずしも希望の時間を約束するものではない。

実働例) ・各種年金/保険等の手続 ・大物家電等の購入の補助/代行
・転居等の住居に係る手続きの補助 ・行政等の事務手続
・定期受診付き添い

3. (身元保証等) 手術等における病院での同意書への署名や、賃貸に関する保証人欄への署名を当法人の名前の下に行う。

4. (人 員) 支援内容によって同性介助が必要な場合は配慮するが、対応する乙側の人員の指定はできない。緊急支援は連絡時点で対応可能な者

が行うため一切の人員の指定はできない。

24 時間の即応待機しているものではないため、空き人員が居ない場合
に対応できないことがある。

費 用

初回は登録料 3,300 円と月額 2,200 円を口座振替とする。以後は月初めに
当月分月額 2,200 円と前月の実費分を甲が乙に支払うものとする。

実働があった場合は、以下の金額に掛かった時間を計算した分を請求する。

緊急支援 1 時間 4,400 円

一般支援 1 時間 2,200 円

移動に係る費用や施設利用料など実費が掛かる場合は、甲側が負担するもの
とする。

介護保険等で請求できる状況があるときは、その時間分を引いた拘束時間に
対して上記金額を元に請求する。

一般支援の通常対応時間は 9～18 時までで、午前 6 時～9 時まで及び 18～22
時までは 25%の夜朝割増。22 時～6 時までは 50%の深夜割増を請求する。

緊急支援はこの限りではなく一律 1 時間当たり 4,400 円とする。

家族代行支援サービス請負契約書

一般社団法人 Akaruite が行う家族代行生活支援サービスで請負う内容について以下の通り契約をする。

契約者

甲 _____ 様

乙 一般社団法人 Akaruite 代表理事 石井伸太郎

契約要旨

この契約は従来家族が担ってきた要介護者への支援を様々な事情で家族での対応が困難な方に対して、乙が対応可能な範囲の中で代行するものである。

専門性の高い内容や、緊急事態発生時に職員が 24 時間待機して対応するものではなく、緊急連絡先の一つとして必要な手続き等を代行する。

業務内容

1. (緊急支援) 緊急的な病気やケガ時の初動対応に必要な受診等の手続きのために準備及び随伴を行う。